

商工会議所会員でもっとお得に  会員特典・サービスを作いませんか？

「会員優待サービス」参加事業所募集

「会員優待サービス」とは？

会員事業所の皆様が提供する商品やサービスを、他の会員事業所の経営者や従業員の皆様に特別な割引や特典を付けた優待利用いただく事業です。当所会員事業所からご提供いただいた「優待サービス」をホームページ等でご紹介していきます。優待サービスを受けるのは、当所会員事業所の経営者や従業員の皆様です。



たとえばこんな特典・サービスを考えてみませんか

- 飲食店：「乾杯ドリンク 1 杯無料」
 - 宿泊施設：「宿泊代 10%割引」
 - 小売店：「お買い上げの方に粗品プレゼント」
 - 土業：「初回相談料無料」
 - サービス業：「手数料 5%割引」
- など様々なサービスを想定しています。割引率やサービス内容、限定メニューなどの優待サービスは参加事業所が自由に設定できます。(サービス分は参加事業所でご負担ください)

参加のメリット

- ◆新規顧客の獲得・売上向上のきっかけになります
- ◆自社の PR・認知度向上になります
- ◆本事業の参加費用はかかりません

本事業は、会員事業所の皆様にご利用いただくことを目的としており、参加費用は一切かかりません。サービス分は参加事業所のご負担になりますが、無理のない範囲で設定いただけます。

参加からサービス提供までの流れ

参加申込：ホームページにある所定フォームからお申込いただくか、裏面申込書にご記入いただき、メールもしくはファックスで送付し、お申込ください。

内容確認：お申し込み内容を確認後、当所より受付のご連絡をいたします。

掲載開始：ホームページ等に優待サービスの内容を掲載します。

サービス提供：2025. 10 月 1 日以降、会員から提示される「**メンバーズパス**」を確認し、優待サービスをご提供ください。



スマホからアクセス
するだけの簡単な
パスです！

「メンバーズパス」【2025. 10 月から利用できます】

デジタル会員証「メンバーズパス」はスマホがあればいつでもアクセスして提示できます。ホームページもしくはLINEからアクセスし、会員事業所だけにお知らせするパスワードを入力すると表示されます。

※「メンバーズパス」は本事業にのみ利用できる証明です。他サービスには利用不可。

申込締切

月末締切・月初更新。裏面申込書もしくは専用フォームより申込ください。

申込の際は利用規約を必ずご確認ください。利用規約は申込フォームおよびHPに掲載しています。

「会員優待サービス」

HP



申込
フォーム



お申込み・お問い合わせ

高岡商工会議所 中小企業相談所
TEL:0766-23-5007
FAX:0766-22-6792
E-mail:soudan@ccis-toyama.or.jp

<https://www.ccis-toyama.or.jp/takaoka/news/entry-851.html>

高岡商工会議所 会員優待サービス事業 申込書

下記、利用規約を確認し、同意しましたので「高岡商工会議所 会員優待サービス」に申込みます。

FAX0766-22-6792

申込日	年 月 日
事業者名	
申込者名(担当者名)	
申込者連絡先 メールアドレス	本アドレスはリストに掲載はせず、当所からの連絡用で利用します。
表記店舗・施設名	
表記住所	
表記 TEL	
表記 URL	
優待内容	優待内容(できる限り通常料金も記載ください 例:通常〇円→優待〇円など)
<u>※料金表記は税込か税抜 を明確にしてください</u>	
<u>※優待内容に特段の記載 がない限り、1会計1名様 1回限りで利用可能として います。</u>	期限や条件がある場合は記載ください 休日等別途お知らせしたい内容がある場合は記載ください

利用規約

- ・本サービスは、当所の会員である事業所(以下「会員」という)が利用できます。
- ・優待提供事業所として参加する会員は、当所指定の申込書を提出し、優待特典の内容を明示するものとします。
- ・提供する優待特典は、法令および公序良俗に反しないものに限りです。
- ・優待特典の内容、提供期間、利用条件は、優待提供事業所が設定し、当所がこれを確認のうえ公表します。
- ・優待特典を受けるには、「メンバーズパス」にて会員であることを確認する必要があります。
- ・優待特典は、会員本人および会員事業所の従業員が利用できます。
- ・「メンバーズパス」の貸与、譲渡、転売は一切禁止します。
- ・優待特典の変更または終了を希望する場合は、速やかに当所に届出を行うものとします。
- ・当所にて優待提供事業所および優待特典の内容を、冊子・ホームページ・デジタル媒体等で公表します。
優待提供事業所は、当所の広報活動に必要な範囲で、事業所名や連絡先、優待内容の掲載を承諾するものとします。
- ・優待特典の提供・品質・安全性については、優待提供事業所の責任とし、当所は一切の責任を負いません。
- ・会員間で生じたトラブル、損害、紛争について、当所は一切の責任を負いません。
- ・当所でやむを得ない事情が生じた場合、事前通知なく本サービスの全部または一部を中断・終了することがあります。
本サービス終了によって会員に損害が生じても、当所は一切の責任を負いません。

申込・問合せ先

高岡商工会議所 中小企業相談所

TEL0766-23-5007 / FAX0766-22-6792 / [✉soudan@ccis-toyama.or.jp](mailto:soudan@ccis-toyama.or.jp)